

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年12月 8 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第98号 動産の買入れについて
- 日程第 5 議案第99号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第100号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について
- 日程第 7 議案第101号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 8 議案第102号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第103号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第104号 国保関ヶ原診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第105号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第106号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第107号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第108号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第109号 令和 2 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第16 議案第110号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第17 議案第111号 令和 2 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 議案第112号 令和 2 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第113号 令和 2 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議案第114号 令和 2 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8 名）

1 番 高 木 博 之 君

2 番 谷 口 輝 男 君

3 番 子 安 健 司 君
5 番 田 中 由紀子 君
7 番 楠 達 男 君

4 番 中 川 武 子 君
6 番 松 井 正 樹 君
8 番 吉 田 仁 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	大 野 健 夫 君
教 育 長	中 川 敏 之 君	監 理 官 兼 診療所事務局長	藤 田 栄 博 君
総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君	企画政策課長	西 村 克 郎 君
地域振興課長	高 木 久之郎 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	岩 田 英 明 君
住 民 課 長	三 宅 芳 浩 君	健康増進課長	徳 永 英 俊 君
産業建設課長	福 安 健 司 君	水道環境課長	吉 森 明 博 君
教 育 課 長	兒 玉 勝 宏 君	西 消 防 署 長	西 村 清 志 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山 田 勝	書 記	高 木 聖 敏
書 記	小 寺 由 香		

開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまの出席議員数は 8 名であります。

ただいまより令和 2 年第10回関ヶ原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7 番 楠達男君、8 番 吉田仁君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの11日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和 2 年 8 月分から10月分までの出納検査結果報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これについて御質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第98号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第 4、議案第98号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第98号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和 2 年12月 8 日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 買入れ物件、デイサービスセンター入浴装置。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額、1,122万円。
4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市玉宮町一丁目11番地の1、井上精機株式会社、代表取締役 関谷正光。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第98号について御説明申し上げます。

デイサービスセンターの入浴装置の購入につきまして、去る令和2年11月16日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、井上精機株式会社が落札いたしましたので、同社と契約の締結をいたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、健康増進課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） 今回のデイサービスセンター入浴装置につきましては、やすらぎ開設時の平成15年3月に購入したものが15年以上経過しておりまして、予算のときにも御説明させていただきましたが、老朽化が目立っており、今年度改めて入浴装置を購入したいということで動産の買入れをしたものでございます。

議案資料の1ページ目及び2ページ目により説明させていただきます。

国保保健福祉総合施設やすらぎにて運営しております関ヶ原町デイサービスセンターの入浴装置の購入につきましては、町長が御説明したとおり、令和2年11月16日に指名競争入札により入札を執行し、その結果、岐阜県岐阜市玉宮町一丁目11番地の1、井上精機株式会社が落札業者となりましたので、資料の1ページのとおり、井上精機株式会社との間で契約金額1,122万円の物品購入仮契約を締結しております。

今回の入浴装置の購入につきましては、条例第6号、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の動産の買入れとなるため、本議会において提出をさせていただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 15年経過したということで買い換えるということですが、15年たてば

相当技術も開発されて、性能がよくなっているんじゃないかと思うんですが、何かその辺の説明とかってありますでしょうか。

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） 性能も上がっておりまして、例えば今回購入させていただいたよりも性能のいいやつがありますが、やっぱり今までのものを使ってきました関係、やっぱりやりやすさとか使いやすさということで、やっぱり今までと同じような、同等品のものがあるだろうということで、ちょっと機械を選定させていただいておりますので、特段使いやすくなったというわけではないですが、今の機械から移行するに当たって、使いやすさを重視したところでございます。

〔「車椅子タイプとどっちやった」の声あり〕

〔「両方です」の声あり〕

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） ちょっと説明が足りませんでしたので、今回入れさせていただいたのは、仰臥位入浴装置といってあおむけになったまま、そのままお風呂へ入れる機械と、あと車椅子というか、椅子に座ったままで浴槽へ入る機械というものの、2つの入浴装置を導入しております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第99号から日程第7 議案第101号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第99号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議についてから日程第7、議案第101号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処

分に関する協議についてまでは、関連しますので一括して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第99号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議についてから日程第7、議案第101号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでを一括議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第99号の西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について、議案第100号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について及び議案第101号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議については関連がございますので、一括して提案説明させていただきます。

老人福祉法第15条第3項の規定により、養護老人ホーム、西濃清風園を運営するため、西濃圏域2市6町で構成される西南濃老人福祉施設事務組合が設立されているところでございます。

当組合施設は、昭和47年8月1日開設以降48年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、また入所者数の減少により施設運営費や建物の維持管理費等、今後において構成市町による負担増が見込まれるところでございます。こうした中、民間事業者による盲養護老人ホームが当組合施設の隣接地に建設されることとなり、同種の社会資源が充足されるため、関係議案を提出するものでございます。

議案第99号では、組合の解散した場合に発生する事務の承継について、垂井町が承継する旨を規約に追加させていただくものでございます。

議案第100号では、先ほど説明をいたしました理由により、令和3年3月31日をもって当組合を解散するものでございます。

また、議案第101号では、組合の解散に伴う財産処分について、鉄骨造り2階建ての園舎の建物及び貨物自動車1台を垂井町に帰属するもので、それぞれ地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 解散するということで、盲養護老人ホームの、民間のほうに吸収され

るということですが、町民側としては、今までどおりそこを使えるというふうに捉えていいのかどうかということと、あとは財産処分を垂井に帰属させるということは、取壊しの費用とかそういうのはどうなるのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） お答えいたします。

まず、入所関係の話だと思います。

今、実際に清風園のほうには1名の方の入所措置がされております。その方につきましては、4月1日をもちまして新しい盲養護老人ホームのほうで入所が可能ということです。あわせて、今後のそういう入所措置が必要な方につきましても、盲養護老人ホームのほうで、いわゆる一般的な養護老人ホームの入所の定員枠を持っておりますので、そこを活用しまして入所が可能ということになっております。

それから、財産処分の関係ですね。

財産処分につきましては、基本的には、今後建物の解体が予定されております。一旦、事務につきましては垂井町のほうで全部承継をしていただきますので、今後取壊しの事務につきましても垂井町のほうで進めていただくという形になります。

基本的には、負担につきましては、今、基金が実際にはございます。2,000万円強持っていらっしゃるということで、また令和2年度の実際に決算をされますので、それによってお金のほうが多少出てくるのではないかとということで、その分を足しまして、最終的に解体費用からその分をまず引かせていただいてということで、その残りの分を今の費用負担の割合で各市町にちょっと負担を求めるという話で今は進めさせていただいております。以上です。

○議長（松井正樹君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより議案第99号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第100号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第101号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第102号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第102号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第102号について御説明申し上げます。

今後の超高齢化時代到来に対応すべく、医療・保健・介護全般の連携強化のため、現在の国保関ヶ原診療所と健康増進課を一体とする組織改革が必要と考え、令和3年度から新体制で取り組んでまいりたく、改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第102号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料の4ページ、5ページをよろしくお願いをいたします。

先ほど町長の提案説明にもございましたが、医療・保健・介護の連携強化を図るため、新体制として、現在健康増進課が担っております保健衛生、健康増進、介護サービス事業及び地域包括支援に関する事務において、国保関ヶ原診療所において一体的に事務を実施するため、「健康増進課」を削除し、町長の直近下位の内部組織に「国保関ヶ原診療所」を追加するため、第1条及び第2条をそれぞれ改正させていただくものでございます。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

本案については、この後、総務民生常任委員会にて詳細な説明を受けますので、総括的質問にとどめてください。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） いわゆる医療と介護、福祉を、この診療所を拠点に関ヶ原町民の命、健康を守っていくということで、今までもゾーンはそういう位置づけだったと思うんですが、これからより一層そういう位置づけが強くなるというか、それを中核として関ヶ原町民の命、健康を守っていくという、今までよりもさらに新たな一步を踏み出すというふうに私は感じるんですが、町長のその辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今御質問のとおりだというふうに思っています。御存じのように、関ヶ原診療所が、入院がなくなって、規模が縮小されるということになりますので、そういった意味におきまして、また看多機という介護事業も取り入れさせていただくと、そうした中においては、やはり今まで診療所は診療所、健康増進課、やすらぎについてはやすらぎという事業の在り方のままでは十分な住民サービスの福祉の向上とか、そういった面について連携が図れないというふうに考えましたので、組織を1つにして、その中で連携を十分にしながらサービスを濃くしていきたいというふうに思って、こういう提案をさせていただいたところでございますので、その点につきましては、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第9 議案第103号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第103号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第103号について御説明申し上げます。

国保関ヶ原診療所の体制変更の一環として、訪問看護ステーションを診療所へ移転させることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、健康増進課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） それでは、議案第103号、関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、来年度からの関ヶ原診療所による看護小規模多機能型居宅介護事業の実施に伴い、現在保健福祉総合施設やすらぎの1階に設置しております訪問看護ステーションを、連携強化を目的に診療所施設に移転させるため、本条例における訪問看護ステーションの部分について削除し、また組織の変更等により来年度からのやすらぎ運営につきましても診療所運営委員会にて御審議賜りたいと考えておりますので、本条例によりやすらぎ運営委員会の設置について削除するものでございます。

それでは、議案資料6ページ及び7ページの新旧対照表により改正内容を御説明させていただきます。

まず、第1条中「。以下「法」という。」を削り、訪問看護ステーション移設につきまして、まず第4条中第3号の部分の部分を削り、第4号以降1号ずつ繰り上げ、次に第5条第1項中第3号の部分の部分を削り、第4号以降1号ずつ繰り上げ、また第6条中第3号の部分の部分を削り、第4号以降、第7号まで1号ずつ繰り上げ、同条第8号中「前7号」を「前6号」に改め、同号を同条第7号とさせていただきます。

次に、やすらぎ運営委員会の部分につきましてですが、第10条の部分の部分を削らせていただき、条ずれによる第11条を第10条とし、第12条を第11条とするものでございます。

以上が一部改正の内容となります。

なお、この条例は令和3年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが私からの説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第104号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第104号 国保関ヶ原診療所事業の設置等に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第104号について御説明申し上げます。

令和3年度からの国保関ヶ原診療所の新体制のため、介護保険事業の運営をその任務に追加するなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、国保診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 議案第104号 国保関ヶ原診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

資料の8ページ、9ページをお願いします。

まず2条ですが、今まで改正前において、2条において1号から3号まで、そして4号、病床数まで条例で規定してございましたが、実はこれは現在の事業管理規則に規定されております。それと、病院から診療所になった段階で、他町の診療所の傾向を見ますと、それぞれの科については規則で定めているということと、あと例えば内科ですが、ドクターの異動によって内容が、消化器内科とか、急に変わるということもありますので、条例で定めていてはちょっと時間がないということで、規則に定めてあるので、このまま条例から削除させていただきます。

次に、第3条ですが、今までは病院から診療所という、そのままの移行で来てございまして、「経営の基本」というのを主として上げさせていただきましたが、これからは「任務」ということで、国保事業だけでなく介護事業もやるということで、経営の基本ではなく、やすらぎと診療所の統合ということから、診療所の任務として、国保事業と既設のやすらぎで行っている介護サービスとの、来年度から実施します看多機との介護事業をここで位置づけるということにさせていただきました。

次に、第4条ですが、「診療」というものを「診療等」ということで、等として介護事業を規定させていただきました。2項で、新たに1号の訪問看護、2号の看護小規模多機能型居宅介護、3号で通所リハビリテーション、4号で介護予防通所リハビリテーションということで、3号の通所リハビリテーションにつきましては、現在診療所でやっておりますが、これは一応みなし介護事業ということで、診療所で、直診のほうでやっておりましたが、これからは介護事業の運営ということで、ここではっきりと規定させていただきます。

次に、第5条ですが、4条と同じで「診療」を「診療等」ということで、介護を入れたということでございます。

第7条ですが、今まで診療所運営審議会という形で位置づけておりましたが、やすらぎ運営

委員会もありますのでそれと合体させるために、「審議会」を「委員会」として字句を訂正するというものでございます。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません。運営審議会を運営委員会ということで、介護サービス部分も診療所の運営審議会で審議するというので、一応今のところ、規則もできていないかも分かりませんが、今の運営審議会とやすらぎの運営委員会の構成というのは全然違うと思うんですけど、どういうふうな構成になるか、やろうと思っていますか。一応それだけ教えてください。

今のメンバーと全然違うメンバーだと思うんですよ。それで、その関係で、どのように、例えば人数的なものとか、そういうのはまだ決めていないかも分かりませんが、どのように考えてみえますかということです。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 確かにやすらぎ運営委員会の協議の内容と関ヶ原診療所の審議会の協議の内容については、少し微妙な違いがあります。というのは、やすらぎ運営委員会では大体事業の報告を主としてやってございますが、診療所審議会のほうでは予算とか、そういう実務的な部分にも踏み入っているということもありますので、それを統合するに当たって、ただ単に両方の委員の人をそのまま合体するのではなく、少数精鋭で審議できるような委員会にしたいと考えておりますが、まだその辺については、今後検討していかなければならないと思っています。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第11 議案第105号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第105号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第105号について御説明申し上げます。

地方税法附則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 失礼します。

それでは、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は13ページ、議案資料は10ページとなります。

今回は地方税法の改正に伴い、既に改正済みであります延滞金の割合等の特例に関する規定、附則第4条の2に、地方税法附則第3条の2第5項で規定されました延滞金の割合がゼロ%になることがないように、割合が年0.1%未満の場合には0.1%とする最低限の割合を定める規定を第3項として追加するものでございます。

以上、御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第106号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第106号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第106号について御説明申し上げます。

租税特別措置法及び地方税法附則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第106号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

改正につきましては、今、町長が申し上げましたとおり、租税特別措置法及び地方税法の改正によりまして、これに準じております本条例の延滞金の割合等の特例につきまして、必要な箇所を改めるものでございます。

議案資料の11ページを御覧になってください。よろしくお願いいたします。

まず、附則の第3条でございますが、第1項では、租税特別措置法の改正に準じまして、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称を変更いたします。同じく、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合というものを租税特別措置法の改正に合わせまして、平均貸付割合としております。また、「当該特例基準割合適用年」につきましては「その

年」という表現に改められておりますので、それに伴います略称規定を削除するものでございます。

第2項につきましては、前の議案に税務課長のほうから御説明申し上げましたように、地方税法附則第3条の2の改正で新たに第5項が追加されまして、延滞金の割合の最低基準として年0.1%の割合が規定されておりますので、その改正に準じまして、同内容を新たに項として規定させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第107号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第107号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第107号について御説明申し上げます。

租税特別措置法及び地方税法附則の改正、また保険料の軽減措置における所得判定基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第107号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

ただいま町長のほうから御説明がありましたように、今回の改正につきましては、地方税法の改正により、給与所得控除及び公的年金等控除等の各金額の変更に伴いまして国民健康保険法施行令の改正が行われましたので、それに合わせて所要の改正を行うもの、及び租税特別措置法及び地方税法の改正によりまして、これに準じております本条例の延滞金につきまして、割合の特例を規定する部分について、必要箇所を改めるものでございます。

改正点でございますが、議案資料の12ページからをよろしくお願いいたします。

まず、13ページから14ページにかけてでございます。

第17条でございますが、第1項第1号では、保険料の7割軽減について、第2号では、5割軽減について、第3号では、2割軽減について規定をしておりますが、これは3号ともに内容

としましては同じ内容でございまして、給与所得控除、公的年金等控除が10万円引き下げられましたことにより、軽減の基準額を改正後の地方税法第314条の2第2項第1号を基とする金額とするとともに、2人以上の世帯に属する被保険者等がいる場合について、同様に給与所得や公的年金等に係る所得を有するときは、控除額が10万円引き下げられたことによりまして所得が10万円増えることになるため、その10万円分を減免の基準となる金額に加算することにより調整を行うものでございます。

続きまして、15ページ以降の第20条でございまして、これにつきましては、前議案で御説明をさせていただきました部分と重なる部分がございます。

第2項及び第3項につきましては、特例基準割合等の改正でございまして、第3項につきましては、最低基準を0.1%とさせていただく基準でございまして。

第4項につきましては、第3項を追加することに伴いまして、第4項としまして、「前項」を「第2項」とする改正でございまして。

最後に、16ページの附則の第2条でございまして。

公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例についての規定でございまして。

年齢65歳以上である者の公的年金等に係る所得につきましては、当該所得から15万円をさらに控除した額で判定することを規定しておりますが、今回の改正によって新たに第17条第1項第1号に追加する部分の110万円につきましても、同様に15万円を加えた125万円とするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第108号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第108号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第108号について御説明申し上げます。

租税特別措置法及び地方税法附則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

これにつきましては、先ほどの議案第106号、関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と内容が同様でございますので、詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第109号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第109号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第109号について御説明申し上げます。

消費税還付金の増により、公共下水道事業特別会計への繰入金の額を2億3,118万1,000円から2億2,521万5,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前10時00分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第16 議案第110号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第110号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第110号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、依然として地域経済に影響を及ぼしていることから、町民の方や観光客の方を対象とした地域応援商品券発行事業経費3,300万円、保育園のトイレ改修工事720万円や感染症対策における施設整備や消耗品等、新型コロナウイルス感染症対策支援関連経費6,502万8,000円の計上のほか、団体営ため池機能廃止

等工事費708万5,000円や、来春の小学校統合に伴う業務委託経費201万6,000円など、総額7,693万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億757万3,000円とする令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第110号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出のそれぞれに7,693万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ50億757万3,000円とするものでございます。

まず、歳出のほうから御説明を申し上げます。

議案書の32ページをよろしく願いをいたします。

まず、総務費の関係でございします。

財産管理費の24万8,000円でございますが、こちらにつきましては、当初予算で計上させていただいております社会保障・税番号制度におけます特定個人情報データ標準レイアウト版の改版に伴いますシステム整備の改修の費用でございました介護保険システムでございしますが、こちらにつきまして、補助対象となりましたので、24万8,000円を財源の組替えというような形で更正をさせていただいております。

○企画政策課長（西村克郎君） 同じく32ページの企画費でございします。

移住定住関係の補助金でございしますが、移住定住促進住宅支援事業補助金につきましては、当初予算に5件分を計上しておりますが、既に5件の分が申請済みでございします。また、現在申請の相談等もございしますので、今後3件分の申請を見込み、不足する87万円を補正させていただくものでございします。

親・子世帯同居住宅リフォーム補助金でございしますが、当初予算の1件分は既に申請済みでございします。現在申請の相談もございしますので、今後の見込みとして、2件分の60万円の補正をお願いするものでございします。

○総務課長（澤頭義幸君） 続いて、生活安全対策費でございします。

こちらの、まず需用費でございしますが、新型コロナウイルス感染症対策のために役場庁舎の窓口カウンター等におきまして間仕切り、アクリル板の設置や、学校へ配備をさせていただきます消毒液や除菌ウェットシートなどの消耗品の113万3,000円と、町が管理しております街路灯におきまして、経年劣化による修繕が増加をしてきております。不足見込み分といたしまして修繕料の30万円、合わせて143万3,000円を補正させていただくものでございします。

続きまして、工事請負費でございます。

こちらにつきましては、指定避難所でございます関ヶ原ふれあいセンターにおきまして、新型コロナウイルス感染症対策のために避難所内では分散が必要となってくることに伴いまして、リハーサル室及び楽屋2室も利用をさせていただきたく、避難者への情報収集ツールといたしまして各室にテレビを設置するため、テレビと配線工事を合わせて26万5,000円を補正させていただくものでございます。

次に、備品購入費でございます。

こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症対策用といたしまして、各学校へ配備をする、いわゆる加湿器でございます。こちら12台分の購入費89万8,000円を補正させていただくものでございます。

次に、自治振興費でございます。

こちらの負担金補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては、各自治会様におかれまして管理されております街路灯におきまして、防犯対策も含め、LED化への整備が増加をしているところでございます。そのため、建設助成金の不足が見込まれてまいりましたので、30万円補正をさせていただくものでございます。

御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○住民課長（三宅芳浩君） 同様に32ページの総務費でございますが、戸籍住民基本台帳費でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、マイナンバーカードの作成を委任しております地方公共団体情報システム機構から交付金負担見込み金額が今回通知をされまして、予算措置の依頼がございましたが、カードの交付件数が全国的に増加しているため、見込み金額が当初予算金額を上回っておりまして、不足を生じる見込みとなりましたので、見込み金額との差額85万7,000円を増額補正させていただくものでございます。なお、この交付金の財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

民生費でございます。

社会福祉費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、感染予防により活動が低調となっております憩いサロン等の活動場所としまして、関ヶ原診療所北棟内の社協事務所前の旧薬局待合ホールを活用した整備を社協が計画され、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の対象としまして300万円を計上させていただくものでございます。

次に、後期高齢者医療費の繰出金でございますが、システム改修のため、後期高齢者医療特別会計の補正に伴いまして事務費の繰入れが必要となりましたので、8万円を増額補正させて

いただくものでございます。

続きまして、児童福祉費でございます。

児童福祉総務費の償還金利子及び割引料につきましては、令和元年度の施設型給付費及び施設等利用給付費に係る国庫及び県補助金が確定しましたので、その精算に伴う返還金56万1,000円と5万1,000円の合計61万2,000円を補正させていただくものでございます。

次に、児童福祉施設費の需用費、及び1つ飛ばしまして備品購入費でございますが、新型コロナウイルス対策物品の購入費用を対象に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金としまして、各園50万円の合計100万円の県補助金が交付されることになりましたので、マスク関係やアルコール消毒液等の消耗品の購入代費用としまして20万円と、可動式布団棚購入のための備品代としまして80万円を増額補正させていただくものでございます。

また、6月議会におきまして、同様に新型コロナウイルス感染症対応の消耗品及び備品としまして補正をさせていただきました100万円につきましても、国からの保育対策総合支援事業費補助金の交付が決定されましたので、今回の補正に併せまして、一般財源から国庫支出金への財源の組替えを行わせていただいております。

次に、同じく児童福祉施設費の工事請負費でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業としまして、東保育園及び西保育園の大人用トイレの洋式化と園舎内の手洗い設備の自動水洗化のため、工事費720万円を補正させていただくものでございます。

○健康増進課長（徳永英俊君） 衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の繰出金ですが、国保関係原診療所におきまして物品の売払いによる収入の増がございましたので、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金110万円を減額するものでございます。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、34ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の備品購入費、ドローン購入代33万円及び、下段の負担金補助及び交付金のドローン飛行研修負担金18万2,000円ですが、本件につきましては、近年町内におきまして猿による農作物被害が多発しておりますが、現在ロケット花火や爆竹等での追い払いの効果が減退しているため、新たな対応策として、隣県の滋賀県で導入し効果が認められておりますドローンによる追い払いの実証試験を行うために導入するものです。実証に用いるドローンにつきましては、猿が嫌がる音をドローンから発生させまして追い払いを行ったり、GPSを用いて自動巡回飛行をさせることにより、飛行区域への接近の抑制効果を実証する予定をしております。また、ドローン操縦につきましては、操作方法及び航空法の習熟が求められるため、実証試験を行っていただく予定の方、及び今後購入機器を利用した災害復旧時の被災状況の撮影をはじめとした工事の基礎資料作成への利用も視野に入れているため、職員1名分の研修を受講する費用をお願いするものでございます。

同じく負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金の29万4,000円につきましては、集落協定活動に新たな加算措置が追加されたことに伴う増額でございます。

続きまして、農地費の工事請負費708万5,000円につきましては、団体営ため池機能廃止等工事でございます。新年度予算といたしまして1,000万円の予算をお認めいただいているところではございますが、県における本事業の詳細設計に基づき積算を実施した結果、池の堆積土を固める地盤改良の費用や水替え等に伴う費用の増加などに伴いまして、今回補正をお願いするものでございます。また、本工事につきましては工期が年度をまたぐことから、工事請負費の全額1,708万5,000円につきましては、繰越しをお願いする予定でございます。

続きまして、負担金補助及び交付金の75万円につきましては、町単土地改良事業補助金が現段階の要望に対して不足しているため、増額をお願いするものでございます。

続きまして、補償補填及び賠償金2万円につきましては、ため池機能廃止等工事に伴う立木補償費でございます。

続きまして、農林水産業費、林業費、林業振興費、報償費29万円につきましては、有害鳥獣捕獲報償金でございます。今年度の捕獲頭数が10月末時点で予算を超えた捕獲頭数であり、今後1月末までの捕獲頭数の増が見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 商工費、商工業振興費、関ヶ原町地域応援商品券事業、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域事業者への経済対策として、町内の消費活性化を促進するため、この事業を行うものです。内容は、全町民一人一人に対し5,000円の地域商品券の配付と併せ、記念館オープン後、増える観光客の町内周遊を目指し、駅前観光交流館での買物をした観光客の方に対し地域応援券を配付するものでございます。

予算内容につきましては、需用費、消耗品費、事業に関わる消耗品費を計上しております。印刷製本費、商品券やポスター等の経費を計上しております。役務費、主として商品券の発送費を計上しております。負担金補助及び交付金、地域応援商品券事業費補助金、全町民に対し5,000円の商品券の配付に対して8割の換金率、使用率と、駅前観光交流館においては1,000円の商品券を4,000セット配付する予定をしており、その6割の換金率での予算計上をしております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、岐阜県における緊急事態措置等において休業及び営業時間の短縮に応じていただいた事業所数の数が確定いたしましたので、それに伴う補正でございます。さきに議決いただいた700万円と合わせて、計733万3,304円の負担となります。

観光費、委託料、古戦場春イベント委託料、東京2020オリンピック聖火リレーが天下分け目の戦いの舞台である関ヶ原古戦場を走るに当たり、関ヶ原ならではの聖火リレーと関連したイベントを開催するものです。委託費50万円の補正に合わせ、27ページある債務負担行為400万

円を上限に設定するものです。

グリーンウッド関ヶ原管理費、グリーンウッド関ヶ原借地部分において一部のり面が崩落したことによる修繕費でございます。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、土木費、都市計画費、都市計画総務費、繰出金596万6,000円につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の減に伴い、補正をするものでございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 公園管理費の工事請負費の462万円につきましては、桃配運動公園の管理棟東側のトイレを、新型コロナウイルス対策として、洋式化改修を行う工事費でございます。

教育費のほうでございます。

教育総務費、事務局費の委託料64万4,000円につきましては、現在保育園及び小・中学校で使用しています安心すぐメールを、新型コロナウイルス対策としまして、児童生徒の健康管理ができるすぐーるというアプリに変更するための委託料49万5,000円と、小・中学校の統合により必要となる総合行政情報システムの改修費用14万9,000円でございます。

負担金補助及び交付金の10万円につきましては、今須小中学校閉校記念行事に対する補助金でございます。

次の放課後児童クラブ費でございます。

県からの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金として50万円が交付されることになりましたので、需用費17万4,000円にて消毒液などを、備品購入費の32万6,000円につきましては、空気清浄機と密にならないために座卓を追加で購入させていただくものでございます。

36ページをよろしくお願いいたします。

次に、小学校費でございます。

学校管理費の委託料142万6,000円でございます。統合に伴う業務委託料としまして、学校の大規模品等の移設料、古いピアノ、複写機、壊れたエアコン等の廃棄委託料、電子黒板の移設によります設定変更委託料でございます。

使用料及び賃借料の2万2,000円は、引っ越しの際に借り上げます中型トラックの費用でございます。

工事請負費の800万8,000円につきましては、学校統合により追加購入するスクールバス2台がございしますが、そちらを今須小中学校児童玄関前に駐車するということに、取りあえずいたしたいということで、スロープを設置するための工事費55万円、新型コロナウイルス対策としまして、避難所としても指定されております今須小中学校の体育館のトイレを洋式化する工事費380万6,000円、関ヶ原小学校の音楽室などのカーペットを、衛生対策としまして、塩ビタイル張りに変更する工事365万2,000円でございます。

次の教育振興費の使用料及び賃借料の55万6,000円につきましては、新型コロナウイルス対策としまして、児童用のタブレットコンピューターを持ち帰って遠隔授業を受けるための環境整備ということといたしまして、有害サイトをブロックするフィルタリングソフトを、今までと異なりそれぞれの端末で利用することができるようにするためのソフト使用料20万4,000円と、今年購入しましたタブレットにインストールされています遠隔管理ソフトを昨年度導入いたしておりますタブレットコンピューターにも導入するための費用35万2,000円でございます。

次に、中学校費のほうをお願いいたします。

学校管理費の委託料59万円につきましては、大型備品等の移設料、関中の給食調理室の調子の悪い冷蔵庫を今須小中学校にあります冷蔵庫に入替えをするための費用、電子黒板の設定変更代となっております。

使用料及び賃借料の2万2,000円は、引っ越しの際の中型トラックの借り上げ料、案分の分でございます。

工事請負費118万1,000円につきましては、新型コロナウイルス対策としまして、給食調理室にエアコンを増設する費用、負担金補助及び交付金の5万円につきましては、関中のブラスパンドに役立ててほしいと寄附の申出がございましたので、その費用を助成金として支出するものでございます。

次に、教育振興費の使用料及び賃借料の19万3,000円につきましては、小学校費と同様、フィルタリングソフトの使用料、負担金補助及び交付金の7万2,000円につきましては、新型コロナウイルス対策の補助としまして、関ヶ原中学校の修学旅行の当初の行き先であります東京方面に対する企画料、さらに中止となりました2年生の信州宿泊研修の企画料の分でございます。

なお、小学校費と中学校費の教育振興費におきまして、遠隔授業に関する補助金といたしまして、国費17万4,000円と県費3万4,000円が交付されることになりましたので、財源の変更をいたしております。

37ページを御覧ください。

社会教育費、ふれあいセンター管理費の需用費45万2,000円につきましては、9月の消防用設備の点検により指摘のございました予備用発電や避難誘導灯などが修理が必要ということで、その修繕費でございます。

工事請負費の143万円につきましては、新型コロナウイルス対策としまして、2階の編集室を会議室に改修する工事費、備品購入費204万5,000円につきましては、会議室に改修した後の会議机と椅子の費用でございます。あわせて、旧パソコン室も会議室に変更させていただく予定でございます。

次の保健体育費、保健体育総務費の負担金補助及び交付金の184万円につきましては、来年

4月4日に開催予定の東京2020聖火リレー岐阜県実行委員会への関ヶ原町分の負担金でございます。

よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（西村克郎君） それでは、引き続き歳入の御説明をさせていただきます。

30ページをよろしくお願いいたします。

地方交付税、普通交付税でございますが、6,500万円の補正をさせていただきます。今年度の普通交付税の交付予定額は11億9,516万6,000円でございます。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金24万8,000円でございますが、当初予算に計上しておりますシステム改修の介護保険システム改修業務が補助の対象となったものでございます。

個人番号カード交付事業費補助金85万7,000円でございますが、戸籍住民基本台帳費の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に対する10分の10の補助でございます。

民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の保育対策総合支援事業費補助金100万円でございますが、6月に補正をさせていただいたコロナ対策経費に対する補助でございます。

教育費国庫補助金、小中学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金17万4,000円でございますが、9月に補正をさせていただいた小学校費、中学校費のオンライン授業環境整備備品に対する補助でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金100万円でございますが、保育園の新型コロナウイルス対策消耗品及び備品購入に対する補助でございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金の中山間地域等直接支払事業補助金22万円でございますが、大高集落協定の加算措置分生産性向上加算の追加に伴う4分の3の補助でございます。

教育費県補助金、小中学校費補助金の市町村立学校オンライン授業導入事業費補助金3万4,000円でございますが、こちらも9月に補正をさせていただいた小学校費、中学校費のオンライン授業環境整備備品に対する補助で、小学校分、中学校分それぞれ1万7,000円の補助でございます。

31ページをお願いいたします。

寄附金、教育費寄附金でございますが、5万円を補正させていただきます。

繰越金でございますが、前年度繰越金835万5,000円を充当させていただきます。

なお、今回の補正につきましても新型コロナウイルス感染症対策の事業を計上させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次分の実施計画を第1次分、第2次分に追加するという形で提出を予定しております。国庫補助の充当の財源組替えにつきましては、6月に補正をさせていただいた第1次分の事業においても事業費が確定

していない事業もございますので、事業費が大方固まる3月の定例会におきましてお願いをしたいと考えております。

戻っていただきまして、26ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございますが、農林水産業費、農業費の団体営ため池機能廃止等事業1,708万5,000円を設定させていただきます。

続きまして、27ページの第3表、債務負担行為補正でございます。

歳出の商工費で説明がありました古戦場春イベント委託料でございますが、400万円を限度額として、令和3年度まで設定をさせていただくものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 34ページの商工業振興費の地域応援商品券事業補助金3,000万円ですが、これは地域の事業者に対してチャンスであるというふうに思っていて、町民の方に、いわゆる特別に使っていただくというふうな使い方が理想だと思うんです。そのためには、本当に困っているところが何らかのアイデアを出して町民にアピールしていただくというのがすごい大事なあとと思うんですが、何かそういう対策みたいなのところはどのように、何かアクションをされるのかどうか伺いたいと思います。

〔「どっちの話」の声あり〕

事業者。そういう意味合いやもんね、どっちかというとね。応援やで。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 今後、登録いただく事業所を募集させていただきますが、事業所募集においても、事業所自身がこの事業をPRいただくようお願いしていくつもりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点お願いします。

1点目は、34ページ、農林水産業費の中のドローンの関係であります。

ドローンが、他の地域も含めて、効果があるということは伺いましたが、私が一番心配するのは事故、安全対策です。今年でしたか、大垣城公園でやっぱりドローンが落下して、事故があって、わざわざあれは運輸局から来ましたよね、調査にね。ぐらいちょっと危険なもの、一

方では危険だという。機械そのものは進化していますから、相当安全対策をされているとは思いますが、特に民家なんかや、飛ばすことがあるのかどうか分かりませんが、住宅地だとか民家を飛ばすときの安全対策というか。それで、これは資格を持った、操作員というのかな、この方が専属で機械を当然扱うということになるわけですね。聞きたいのは、その安全対策についていいのかということなんです。

それから、もう一点は、35ページの委託料、50万円の。先ほどの課長の提案説明の中では、聖火リレーの関係で関ヶ原らしいイベントを考えているという提案でありましたが、この後400万円の関係も出てきましたけれども、この聖火リレー、特に春イベントということで銘打ってありますけれども、どのようなことを考えてられるのか。特にコロナがそのときにどういう状況か分かりませんが、人はたくさん、住民の方は来てほしいけれどもコロナが怖いね、対策あるねということで、どのような考え方でこの春イベントについて企画、運営されるのか伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 失礼いたします。

まず、ドローンの安全性についてですが、まず保険という意味合いでいけば、対人、対物の保険につきましては購入するドローンに附帯しておりますので、まず保険という意味合いについては、そこで担保がされるのかなあとということと、あと議員御質問がありました資格なんですけれども、現在、日本に自動車免許みたいな、ドローンを飛ばすのに必要な資格というのは存在しません。ただし、今回研修と国交省認定の研修も受けるわけなんですけれども、こちらのこういった研修を受けることによりまして、先ほども説明のときに御説明を差し上げましたが、操作方法及び航空法の習熟をしっかりとさせていただいて、知識、技能習得をしていただきながら安全に操作のほうを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 当然イベントは、現在も各所で行われるイベントは岐阜県の行動指針に基づいて行われておりますので、このときも当然行動指針に基づいたイベントを行っていくという形になろうと思っております。

内容につきましてですが、現在、ミニセレブレーションを笹尾山でやられる計画でございます。それに関連した内容、もしくはせっかく来ていただく有名人の方もお見えになりますので、そういった方々に御活躍をいただくような内容にしていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点だけお願いします。

ドローンの関係ですが、今、課長の報告で分かりましたが、実際に扱う方は、例えば産業建設課の職員が、限定してその人に全部やってもらうということになるんですかね。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 補正の予算の御説明のときにも申し上げましたが、今回実証試験を行っていただく予定の方1名と、あとは今後その購入機器を利用した災害復旧等の被災状況の撮影をはじめとした、そういった画像の撮影に職員が操作するということで職員分の1名の研修費を計上させておりますので、現在の、今回導入いたしますドローンにつきましては、その2名が操縦を行うということになろうかと思います。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） すみません、今の楠議員の附属のこと、34ページのドローンなんですけど、ちょっとダブるかもしれませんが、町民の方も、通常ドローンパイロットやと言うんですけど、その方の費用は自己でやられているのか、後々補助するかとか、あとは期待しておるのは、私は観光面の利用なんですけど、いろいろと今のドローン、私も30年以上前にヘリコプターなんですけど、これを草刈り機のエンジンを使って飛ばしておったんですけど、かなり難しかったです。何回も落としました。プロペラの幅が1メートル50ぐらいあるのでもっと大きいですが、4キロぐらいあって、今は電子技術が格段に進歩しておるので自動制御とかGPSを使って十分できるはずなんですけど、何せ空を飛ぶものやで落ちることもあります。落とすと結構修理にかかりましたので、消耗品を見ていないですけど、当然壊れると思います。補償等は、多分これは中国メーカーのDJIという会社のやつだと思うんですけど、ファントムとかマービックですかね、いろいろあると思うんです。専門的で悪いですが……。

○議長（松井正樹君） ちょっと、質問をして。

○1番（高木博之君） それで、言いたいことは、消耗品とか見ていないのと、あと町では1名だけですね、見てあるのは、ドローンのパイロット。なかなか飛ばすのも難しいと思うんです。講習期間が何日あるかちょっと、多分2日ぐらいやと思うんですけど、実技やなんかも難しいので、その辺十分精査していただいて、あと消耗品、残りどこかであればいいですが、その辺のことも後々予算の中で動けばいいと思いますが、十分気をつけてやっていただきたいと思います。それから、周波数のほうもいろいろと、無線とかでも混信することがあるので気をつけていただいて、多分まともにはなかなか飛ばせないと思います。あと、追い払いの効果は十分期待しておりますので、その辺よろしく願いいたします。

それと、もう一点ですが、ちょっと聞き忘れたか分かりませんが、ため池は、場所はどこで

したか、ちょっと教えていただきたいのですが。

〔「今言うたやん、奥の田やて」の声あり〕

奥の田でしたっけ。すみません。

○議長（松井正樹君） 以上ですか。

○1番（高木博之君） はい、結構です。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） すみません、ちょっと幾つか専門的な用語が出てきたので満足に答弁できるかどうか分からないんですが、今回実証実験を行っていただく予定の方の研修費につきましては、まず猿の追い払いというちょっと特殊な使用の仕方をいたしますので、先ほど説明申し上げた隣県の滋賀県で実証されている方のほうで研修を行っていただく費用につきましては、こちらで負担をさせていただくと、ただ先ほど議員おっしゃいました国交省認定のD J Iの研修につきましては、こちらは今後のことも考えまして、個人負担でお願いするという形を取ろうと思っております。

もう一点、墜落による故障等の補償につきましては、一応購入した機器、半年間は故障等には対応するというサポートがついておりますので、こちらのほうで対応していこうかなあと考えております。

あと、今回、操作を行う職員1名という形で計上のほうをさせていただいておりますが、今後観光等で利用するという事になった場合には、それぞれの担当課でも当然そういった方の養成というのは必要になってまいっていると思っておりますので、その際は、個別でそういった資格、資格ではないですが、そういった研修を受けていただいて、関連法令にのっとった形での飛行をお願いするという形を取ろうかと思っております。

あと、ため池の関係ですが、国道21号線関ヶ原バイパスの笹尾山トンネルの東側に奥の田池というため池がございます。こちらのほうの廃止を予定しております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） すみません、関連で1点だけ。

通常の春イベントをやっていますよね。それにプラス、今回はオリンピックの聖火の関係で50万円の委託料を組んでおると。それにまたオリンピックのリレーの県のほうの実行委員会のほうへの負担金を180万円組んでいますけど、これの中での関ヶ原でのイベントというのは考えていらっしゃるのかどうか、その辺。もし春イベントとその50万円を一緒にできるのであれば、うちでやるだけの分でも同日でやってしまうとか、全く別で考えてやるのか、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） この春イベントのお金は、あくまでも4月4日に行われる東京2020オリンピック聖火リレーと併せて行うイベントでございます。この50万円と債務負担行為の400万円、合わせて450万円でそのイベントを行うものです。負担金はあくまでも岐阜県に払うもの、この委託料は町として独自にイベントを開催するものというものです。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、ちょっと議案の中身ではないんですけれども、さきの臨時会で条例改正しました人件費220万という少額なんですけれども、今回上がっていない、前回に本当に条例改正と同時に上がるのかなあと思っていたんですが上がってなくて、今回も上がっていない考え方と、それから先ほど組替えが3月ということで、今、交付税とか繰越金、ほとんど予算化されております。それで、もうあとゼロで、ゼロというか300万円ぐらい残っているかな、ぐらいしかないと思うんですけれども、そこら辺の今の考え方と一緒に、交付決定がどれだけ今来ているかということで、その交付決定というのは間違いないと思うんですけれども、一応交付決定の額を教えてください。以上です。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

先般の臨時議会の給料改定の関係でございます。

見込みが約220万円ぐらいというようなお話をさせていただいておりましたが、今回微減というようなことで、1月の定期昇給等も今後ございますので、3月に精算という形で補正をさせていただく予定をしております。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。

議員御指摘のとおり、繰越金も交付税のほうも財源として大分出させていただいておりまして、繰越金のほう、残りが334万9,000円ほどとなっております。交付税のほうはほぼほぼ全額出させていただいておる状況で、臨時交付金の交付決定、また収入の状況につきましては、1次分が5,931万3,000円、当然これは交付決定済みで、7月22日に収入も済んでおります。2次分につきましては、1億6,139万2,000円が11月25日に交付決定されております。これは未収入でございます。合わせて交付決定済み額が2億2,070万5,000円が交付決定をされている状況でございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 教育費の、36ページの教育振興費で、フィルタリングソフト、また遠隔管理ソフト使用料、それぞれ出ておりますが、いよいよ自宅に持ち帰る環境整備ということで、具体的な何か方針というか、実際に一回やってみるとか、何かそういうのってお考えはあるのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 実際にテストというのは、各学校で今もやっていただいております。ただ、これを実際にやるかどうかという、遠隔授業をやるかという、そういう予定は今のところはないと、今第3次と言われてはいますが、第4次等で学校で授業ができないということになった場合にすぐさま対応できるように、対応を進めさせていただいているという状況でございますのでお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第17 議案第111号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第111号 令和2年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第111号について御説明申し上げます。

制度改正に伴い、令和3年度に向けた賦課業務機能の改修として、所得課税情報への項目の追加や既存項目の設定内容の変更によりシステム改修が必要となり、委託料9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,389万9,000円とする令和2年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めますので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第112号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第112号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第112号について御説明申し上げます。

国保関ヶ原診療所における新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業として、感染症拡大防止対策経費200万円、またインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援事業経費158万6,000円、令和元年度岐阜県地域医療確保施設整備事業費補助金の消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額に係る返還金11万4,000円、医療機器の売払いによる繰入金の減額など、総額370万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,996万7,000円とする令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、国保関ヶ原診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 議案第112号、令和2年度国保（直診勘定）補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

議案書の49ページをお願いします。

歳出ですが、目の一般管理費、そして施設整備費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、限度額200万円による感染症拡大防止対策の事業でございます。

まず、一般管理費の需用費、消耗品費の被服費8万5,000円につきましては、発熱患者等の検体採取時における医師及び看護師の防寒用ベンチコートと長靴でございます。備品購入費137万9,000円の施設備品につきましては、防寒用ベンチコートをかけるハンガー、発熱患者等の車両誘導三角コーン、医療従事者、発熱患者等の動線分離のための可動式パーティションでございます。

次に、施設整備費の施設改良工事費53万6,000円は、発熱患者等の検体採取を行います東出入口のスペースと外科点滴室との空間分離を行うためアコーディオンカーテンを設置し、また中病棟の南側の通路に網戸がございませんので、それで換気を行うという工事でございます。網戸を設置します。

次に、診療費の需用費158万6,000円は、インフルエンザ流行時における発熱外来診療体制確保支援事業の医薬材料費で、サージカルマスク、手指消毒剤、アルコール除菌剤、プラスチック手袋、エプロン、ガウン、ペーパータオル、フェースシールドなどの費用でございます。

償還金利子及び割引料11万4,000円につきましては、MR Iの令和元年度の地域医療確保施設整備事業費補助金返還金です。これは、先般購入いたしましたMR Iの補助金1,500万円の消費税の仕入れ控除税額の返納となるもので、仕入れ控除税額につきましては、国保直診特別会計が会計年度ごとに翌年度の9月までに消費税の申告を行っておりますが、今年度は国から消費税の控除を受けていることになり、その控除を受けた額の課税売上割合を算出し、補助金の一部を返納するというものでございます。

戻っていただきまして、47ページの歳入をお願いします。

目の総務費国庫補助金の158万6,000円は、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金でございます。これは、10月5日に岐阜県から発熱外来の診療・検査医療機関として当所が指定を受け、その診療体制に係る確保支援補助金で、診療期間、3月31日までの111日で、1人分の患者に基準単価1万3,447円を乗じた額でございます。

次に、物品売払収入の110万円ですが、医療機器の電子内視鏡ビデオシステム、いわゆる胃カメラですが、これの売払い分です。これにつきましては、現在所有する3本のうちの1本で、その1本が平成25年度に購入し、耐用年数が過ぎているもので、今後は内科医師が減少することにより内視鏡を使用する頻度が減少するということで、古いものを売り払うというものでございます。それに係る一般会計繰入金ということで110万円の収入がございますので、一般会計からの繰入れを110万円減額するものでございます。

繰越金11万4,000円につきましては、先ほどのMRIの返還金ということでございます。

最後に、48ページの雑入ですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でありまして、有床診療所に最高限度額200万円をいただけますが、これが岐阜県国保団体連合会から入金となりますので、雑入で見てください。

以上、歳入歳出予算の総額にそれぞれ370万円を追加し、7億9,996万7,000円とする補正予算でございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第113号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第113号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第113号につきまして御説明申し上げます。

歳入において、消費税還付金の増額に伴い、繰入金を減額するとともに、歳出にストックマネジメント計画の策定業務委託料55万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,911万1,000円とする令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第113号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の54ページをお願いいたします。

歳出でございますが、公共下水道費、公共下水道建設費の委託料55万円は、現在進めております公共下水道ストックマネジメント計画策定業務の過程におきまして、施設の診断結果を踏まえ、関ヶ原浄化センター管理機械棟の外装壁、また外部建具、空調、換気設備の改築を必要とする箇所においての石綿含有建材調査と、旧玉農業集落排水マンホールポンプ施設4か所を調査対象に加えた業務とするため、今回増額補正をさせていただくものでございます。

戻りまして、議案書の53ページをお願いいたします。

歳入の財源内訳としましては、一般会計繰入金596万6,000円を減額し、前年度繰越金37万3,000円と、諸収入として、雑入、消費税還付金の614万3,000円を充てさせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第114号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第114号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第114号について御説明申し上げます。

収益的支出に藤古川浄水場及び平井配水池関係等の修繕費474万5,000円と、職員手当の18万7,000円を追加する等、令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案第114号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の57ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

支出としまして、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の修繕費253万円は、藤古川浄水場自家発電装置の一部であります燃料供給を調整するための燃料制御装置におきまして、燃料調整バルブの開閉に不具合が生じ、燃料漏れがあることが判明しました。これは年次点検により判明したわけですが、今後このまま放置しますと、タービンを回転させるための燃焼器内に燃料が貯留しまして、発電装置が始動する際、高い圧力が生ずる危険性があるため、早期に装置の交換をお願いいたしたく、補正するものでございます。

次に、配水及び給水費、修繕費の221万5,000円は、緊急修繕費141万5,000円と通常修繕費として80万円を補正させていただくものでございます。

緊急修繕費141万5,000円は、平井配水池緊急遮断弁制御盤内に設置されております地震監視装置におきまして、これも年次点検によりましてスイッチの故障が判明したため、装置による緊急遮断弁の動作確認、また設定値の変更、振動感知記録の確認ができない状態であるため、今回補正させていただくものでございます。

通常修繕費の80万円は、当初消火栓の新設費用として4条予算の資本的収入及び支出に計上していましたが、1か所の修繕費用として3条予算に、収益的支出に組み替えさせていただきまして費用計上をするものでございます。

次に、下段の総係費、手当18万7,000円につきましては、職員1名分の手当不足額としてお願いするものでございます。

収入につきましては、水道事業収益、営業収益、その他の営業収益、負担金80万円として、消火栓1か所の修繕費に係る他会計負担金として計上してございます。

次に、議案書の58ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明させていただきます。

支出としまして、建設改良費、配水及び給水設備建設改良費、工事請負費80万円の減額は、先ほど説明させていただきました消火栓1か所の費用を修繕工事費とするため、3条予算に組替えをお願いするものでございます。

上段の収入につきましては、資本的収入、負担金、工事負担金、工事負担金80万円の減額は、同じく消火栓の修繕に伴う工事負担金として3条予算に組み替えるため、減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日９日から17日までの９日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日９日から17日までの９日間は休会とすることに決しました。

来る12月18日は午前９時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは12月14日月曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時04分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 楠 達 男

会議録署名議員 吉 田 仁

